

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	紹介議員氏名	付 託 委員会名	議決結果
27年 第17号	27.9.11	<p>所得税法第56条廃止を求める意見書採択に関する請願</p> <p>業者婦人は自営中小業者の家族従業者として、営業に携わりながら家事・育児・介護と休む間もなく働いている。しかし、「配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）という所得税法第56条の規定により、どんなに働いても、家族従業者の「働き分」（自家労賃）は税法上必要経費としては認められていない。</p> <p>事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円である。配偶者もさることながら、息子などの家族従業者は、僅か50万円の控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない。茨城県の基幹産業である農林業や水産業にも同じ制度が適用されており、後継者を育成する上でも足かせになって後継者不足に拍車をかけている。</p> <p>たしかに、税法上では青色申告にすれば給料を経費にすることができる。しかし、同じ労働に対して青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しているのではないかと私達は考えている。しかも平成26年1月1日からはすべての事業者に記帳義務が課せられるようになったので、申告のしかたで差をつけることにはますます道理がなくなっているのではないだろうか。また、ドイツ・フランス・アメリカなど、世界の主要国では『自家労賃を必要経費』としている中で、日本だけが世界の進歩から立ち後れ、取り残されているのである。</p> <p>自家労賃を認めることは業者婦人の働きを正當に評価することにつながり、国や県が進めている男女共同参画社会作りの前進に税法や社会保障の面で大きく貢献することは間違いない。国会でも経済産業大臣や財務大臣が廃止に向けた検討を始めたと答弁している。全国では405の自治体（平成</p>	茨城県商工団体連合会 婦人部協議会 会長 岡田 志乃婦	山 中 たい子 江 尻 加 那 上 野 高 志	防災環境 商工	不採択

27年7月15日現在), 茨城県内ではつくばみらい市と石岡市が所得税法第56条廃止の意見書を採択して国に提出している。

貴議会においても, 主旨を十分にご理解頂き, 地方自治法第99条の規定に基づき国の関係機関に意見書を提出して頂きたく請願する。

記

- 1 所得税法第56条の廃止を求める意見書を採択し, 国に提出すること